

## 京都ノートルダム女子大学研究活動上の不正行為における懲戒に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は京都ノートルダム女子大学就業規則（以下「就業規則」という。）第46条第1項第8号に基づき、研究活動上の不正行為における教職員の懲戒に関して必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教職員とは、就業規則第2条に定める教職員をいう。
- (2) 研究活動とは、本学における全ての研究活動をいう。
- (3) 不正行為とは、京都ノートルダム女子大学研究活動上の不正行為の防止に関する規程第2条に定める行為をいう。

### (調査委員会の設置)

第3条 学長は、研究活動上の不正行為があったときは、京都ノートルダム女子大学研究活動上の不正行為の防止に関する規程第8条に規定する調査委員会を設置する。

2 調査委員会は、速やかに調査を開始し、調査が完了したときは、調査報告をとりまとめ、学長に報告するものとする。

### (懲戒委員会の設置)

第4条 学長は、前条第2項に規定する調査の報告を受け、懲戒を検討する必要があると認めるときは、京都ノートルダム女子大学大学評議会（以下「大学評議会」という。）に付議する。

2 大学評議会の審議において、不正行為を行った疑いのある者（以下「当該教職員」という。）に対し、懲戒処分を行うことが適当であると決議されたときは、学校法人ノートルダム女学院理事長（以下「理事長」という。）の同意を得て大学評議会に懲戒委員会を設置する。

### (懲戒委員会)

第5条 懲戒委員会は、速やかに審査を開始し、懲戒の要否及び量定について審査を行い、審査結果を大学評議会に報告する。

2 懲戒委員会の委員は、次の各号のとおりとする。

- (1) 副学長又は学長補佐
- (2) 学部長及び課程長
- (3) 各学部及び社会情報課程の教授のうちから学長が指名する者 各々1名
- (4) その他必要と認める者 若干名

3 前項第3号及び第4号の委員は、大学評議会の議を経て、学長が委嘱する。

4 委員長は、委員の互選により選出する。

5 懲戒委員会は、委員の4分の3以上の出席がなければ議事を開くことができない。

6 懲戒委員会は、当該教職員及び懲戒委員会委員以外の者に委員会への出席を求め、証言または意見を求めることができる。

7 懲戒委員会の決議は、出席委員の全員一致を原則とする。

### (懲戒の種類)

第6条 懲戒の種類は、就業規則第46条第1項に定める譴責、減給、出勤停止、諭旨解雇、懲戒解雇とする。

(懲戒の量定)

第7条 懲戒の量定は、以下のとおりとする

- (1) 研究活動に係る不正行為 研究成果の発表又はその取りまとめの過程において行われた研究データ、調査データその他研究結果のねつ造、改ざん及び盗用並びにその行為の証拠隠滅又は立証妨害を行った教職員は、譴責、減給、出勤停止、諭旨解雇又は懲戒解雇とする。
- (2) 公的研究費の不正使用 法令その他本学の規程等に反して公的研究費を使用した教職員、又は偽りその他不正な手段により公的研究費を受給した教職員は、出勤停止、諭旨解雇又は懲戒解雇とする。

(懲戒案の通知)

第8条 学長は、第5条の規定する懲戒委員会の審査結果報告を受け、大学評議会で懲戒の決議がされたときは、当該教職員に対して懲戒案について説明し通知する。

(弁明の機会の付与)

第9条 学長は、前条の通知した当該教職員に十分な弁明及び反論の機会を与えなければならない。

(懲戒処分)

第10条 学長は、前条に規定する弁明及び反論の機会を与えた後、懲戒の種類及び量定について再度審議の上、懲戒処分案を作成し、理事長に報告する。

2 理事長は、前項の報告を受けたときは、学校法人ノートルダム女学院理事会（以下「理事会」という。）において審議の上、処分を決定する。

(期日)

第11条 懲戒の処分及びその実施期日は大学評議会及び理事会の議を経て理事長が決定する。

(規程の改正)

第12条 この規程の改正は大学評議会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成28年3月1日から施行する。

附 則（令和5年9月20日改正）

この改正は、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和5年10月18日改正）

この改正は、令和5年4月1日から適用する。